

地域市民センターの現状と課題

【現状】

- 平成23年4月に、市内に23の地域市民センターを設置。
 - 内4センターは旧支所の建物を活用し、中核となる地域市民センターとしている
- 中核以外の地域市民センターは、2人体制。
 - ・センター長（正規職員か、市職員OBの再任用・嘱託職員）
 - ・地域支援補助員（嘱託職員）
- センターの設置場所は、市の施設を基本とするが、一部は地域の集会所や民間施設を借用。
- 地域市民センター職員の主な業務
 - ①自治振興会の支援業務
 - ②公民館業務（貸館業務 等）・・・該当センターのみ対応
 - ③行政窓口業務（証明書発行、収納取扱い、区・自治会、自治振興会、市民等からの要望受付 等）

【課題】

- 地域市民センター職員が、具体的にどういった支援業務を行うべきかわからない、また、地域からも支援担当職員が何をしてくれるのかわからないといった声がある。
- 対象エリアの人口規模の違い、貸館業務の有無、地域に特に割り当てられた事務（人権推進組織の事務局など）により、センターごとの業務量に違いがある。
- 設置（維持管理）、配置職員の費用対効果等について、内外から指摘の声がある。
 - ・外部施設（JA施設や地元施設）の借用料
 - ・施設・公用車の維持管理経費
 - ・職員人件費
- すべての地域市民センターに、センターとして十分な機能がない。
 - ・地元施設等を借用して設置している6センターには、庁内情報共有環境が整っていない。
 - ・十分な広さが確保できないセンターもある。
- 証明書の交付は、年々減少傾向にある。
 - ・平成28年7月から、証明書のコンビニ交付開始。
 - ・証明書発行のための経費（証明書専用FAX 等）がかかる。
- 収納業務は、平成24年度以降、年々減少傾向にある。
 - ・平成23年4月から税等のコンビニ納付開始。
 - ・すべての地域市民センターの1km以内に、金融機関かコンビニがある。
 - ・市では口座振替による市税等の納付を推進している。
 - ・包括外部監査等から、「地域市民センターでの納付取り扱い廃止について検討されたい」という意見をいただいている。

